

事 務 連 絡
令和3年3月29日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者
登録水質検査機関

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課水道水質管理室

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
の検査方法に関する質疑応答集について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について」（令和3年3月26日付け薬生水発0326第1～4号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により、水質管理目標設定項目であるPFOS及びPFOAの検査方法において、今般、要検討項目に追加されたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）を併せて検査できるよう改正が行われたところです。

PFOS及びPFOAの検査方法に関する質疑応答集（Q&A）については、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査方法に関する質疑応答集公表について」（令和2年3月30日付け当職事務連絡）により、国立医薬品食品衛生研究所のウェブサイトに掲載した旨をお知らせしましたが、今般の改正に伴い見直しを行いましたのでお知らせします。

なお、本質疑応答集の内容については、必要に応じて追加等を行う予定ですので御了承ください。

Q&A掲載ウェブサイト：<http://www.nihs.go.jp/dec/section3/qa/pfas.html>

【担 当】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
水道水質管理室 籠田
メール：suishitsu@mhlw.go.jp